

残櫻記

上

210.4
/



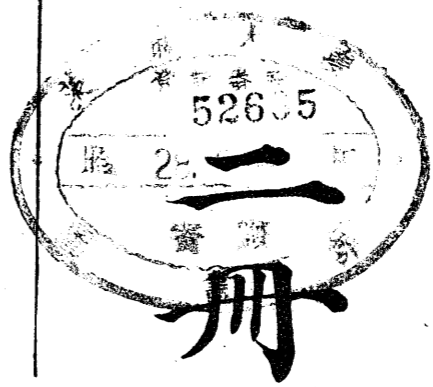
タイトル番号：0018

書名：残櫻記

2冊

伴信友夫人遺稿

殘櫻記



叅書堂

殘櫻記

とらき人のよしとなく見えずよしとひひし芳野の山形か
宮に河と名小きう足利うあらむを避けねしはして
天つ日嗣あらしきく三代のまかとの古事ゆしもひそ
のうみある記書ゆのに櫻花あま初ひく見えう終と岩松
木ぬるち言とふはの里よ五月蠅なれさや々世人は言
の塵にうつりてきうき木とあの花は色香ハ霞かくま
ふおちくくかあはれまう終とまあゆるをそ終日幾と
免たる書しあ多終といふとれゆひま書らむあせふ
心とく免る見るととま終とをうたのくや道もなきは

く生ひほむるなりたるに山踏みぬきなりつみおほもかのも
に志をきくはく分海をひくありつふり江戸のみくきりの
御さうらひ大草の公弼ぬきひちはやくは系方にゆひ
起してきそふ南山巡狩録といふ書ふくきそくのくらま
きる紙得たるそくまききや其をゆらきその年月をいそ
くそ多くは書のあるが中らまみ芳野はより野の宮は
古事よの紙をく見てよくあらひくかむく人くふるよ紙
書にくはあふふ人あふふふをむありけるかく
てその中は附録といふり後龜山天皇その芳野は附宮よ
り平安は都は還幸里よりくき死り北朝と称しつる後小
タヒ、
ヲ

松帝に天つ日嗣譲らるるまきまひまぬそち神寶を授けひつ
まとなる日嗣の皇太子は御事成るく免所祭し御契約小
違へせゆる事をもれ多ありくうた芳野の前の天皇の
王子まきとはくめ其方きぬれ武士とのけ世より憤深の
くくをきそく神聖は御事あまつることくくもゆ
くき禍事は極小くそゆきくくさるためをあももの乱まよ
みくきくる世中なりき終て殊よ記する書も委くくらま
くゆり夜の終りくく紛らくく終てあやゆき考え
らるる事はくくはむのきくおひはあく事もくちゆき

てらちちぎきた近き了る或さかへぬ人ありこのおきき
 此神璽の御申へ成りしはきりらりきり云むませ
 其との物おゆしあぬかしく今これ附録に引続
 る本つ書小ゆらきまた見れぬを終る他書より残の
 むうへそきききりふらひかへりあふしあつらふ
 る形を猶見れぬあつる書のおほくの多へくも考へ得さ
 る事も多うけんとあふんききなるむ後見む人あらそなほ
 しく見てよくえらひさくぬへてよ

殘櫻記

伴 信友稿

延元元年十二月廿一日。後醍醐天皇。武臣足利、尊氏が暴逆
 を避給ひ。神器を奉り吉野の行宮カミヤ小遷幸坐まし、を世
 に南朝と稱し奉る。身人部ミタテ氏家譜に。此遷幸の時御違のほ
 朝卿アサノ身人部阿波守信秀が子石見守清鷹シヨウはおほせし。神器
 を擬作ニギサツして。假小大御身に随へり。眞の三種の神
 器を比叡山横川の経藏キヤウに深く隠藏カクレめ置を多ひけふを
 明る延元二年三月五日。資朝卿清鷹シヨウと清鷹の妻と女子
 とを随る。替り神器を守護奉る。石山越を吉野へ泰向ふ
 去るふ。清鷹去年比叡山に軍の時左の股ウデに受たる。矢
 疵の腦ノウ發りて。同十日山中めり。率ヒラをにき。あをより資朝
 卿の女二人の女を隨へり。同十三日吉野の行宮に恙なく
 泰着き。神器を捧奉る。あひき。此功により清鷹が女を新
 内侍とつゝ。よなるけり。はく清鷹が男に清光としてけり

○殘櫻記上

○一

ける。前より比叡山の軍に武家と隨ひたるに、父の勘當を受けてありけるが、父の忠勤に耻し後より吉野の泰を多る。母その不義を悪み、やがて逐ひ返しける。口記せしは、此身人部といふは、御隨身より家号を水口と稱ふ。其が古き家譜に書記する趣なり。但し日野資朝卿は、前より元弘二年佐渡國に失ふれり。由書に、見えたるは、此家譜不然記あるを、御供仕奉るひききし。佐渡を遁出たり。此時の御供仕奉るひききし。小や、さらば、御子資光卿なり。資光の御名を混へし。謬る語を傳へたるは、御秘事ありて、世に傳へたるは、まじき書と記し傳へざりける。然ることあるは、たまきまざる。身人部の家譜に記し傳へたるは、形をくも、あつれを今、申し申す事、ひききき、御事をかしくも、おひやを奉る。あまを、書添る。な、後村上天皇、後龜山天皇の三代のきき、行宮に御在坐して、皇統知食、事五十七年、當たる。元中九年、壬申年、

び、既小足利がはうらむ。京より取立置奉る。北朝と稱し、御まらむ。後小松帝と御和睦あらむ事を。武家御中三。當時武家將軍足利義満。大内介多々良、義弘を、請奏し奉る。前より後嵯峨天皇の御在坐して、御世成知食。大覺寺殿と申す。後宇多天皇の御別号。北朝の帝を、其御流なり。伏見天皇の御別号。北朝の帝を、其御流なり。伏見天皇の皇子は、龜山天皇の皇子に坐し、後深草天皇の皇子に坐し、後嵯峨天皇の皇孫に坐し、志の終む。此より、皇子を、後龜山天皇の御養君として、太子に立進らむ。いかに都に還幸ありて、北朝は

今のみろぎ後小松帝に御讓位の義をもて神器を御讓渡し給
 ともむは、されども先皇は禮成りて、尊号を奉らるるよし。又
 吉野十津川の御領以前ナキに、知食を乞ふことの御事形
 とも成らば、其旨かきく御契約のよし。御和睦御合體のよし
 きくし聞召ひ給ひしよし。あまふより、同年十月廿八
 日後龜山天皇吉野賀名生カナフの行宮を出たき給ひし。閏十
 月二日、都へ還幸給ひしよし。されども内裡少く入らせ
 給ひし。即日洛外に出給ひ。嵯峨の大覺寺殿に渡御坐ま
 けり。かくて同五日御契約のよし。後小松天皇に御讓位
 の義を以て、神器を御讓渡し給ひし。

此時大内義弘奉りし。御
 輿長十人。駕輿丁卅五人

を率て参り、神器を迎たてまつりし。由有職抄に引き、
 大外記師量記に見えしよし。神器を授けしよし。より
 上卿日野新大納言藤原資教卿、参議平知輔朝臣奉りし。
 御鎮座の儀を行ひしよし。三箇日御神樂を獻ら給ひし。由、東
 寺壬代記即その大覺寺殿に仙居と定めさせ給ひぬ。され
 より新院と稱し奉りし。かくても年号は、既に北朝ときと
 えけるよし。建タテらきたりし。明德三年を、其は、小行モナひ給
 ひき。其後中間應永元年甲戌年二月廿三日、新院に太上天皇の
 尊號を上らば。かきく御和睦御合體の御事。さらば
 御本意は、あらざるよし。南朝は皇威漸く衰へさせまひ
 けるよし。北朝方は武家をば、えさせし。小あし
 へし請奏するに、よし。止事得きば、ぬ乱世のよし。ぬあ

うがひ多む。あつた天下は万民の多き。深き敵慮坐し
し御事形も。皆々終ど。其はぐめ成りぬ。推との衆思ひ奉
まむ。むもへり。ひさめさ。天照坐を大御神也。大御慮よこ
その阿多し。多るがけ。志のハ。阿多。吉野の前朝より。父
祖代く大義成重し。忠心形つる。武士等ハ。なる其憤を。終
がきく。かつた武家の謀計よ。多る。御和合の事よ。及む。き
り多む。といふ。ひさく。口を。き事ハ。思ふ心の深の。きけ
れむ。其御方。さ。はの宮。成申。せ。た。海。ぬ。ら。き。猶吉野と
き。を。に。潜。り。仕。奉。り。て。世の。阿。り。さ。も。を。な。む。候。ひ。ける。然。る
り。武。家。ハ。ま。は。く。威。權。を。怒。不。振。り。て。上。皇。成。始。奉。り。南。方

此宮を蔑如や。ア。あ。らせ。その。う。南。朝。の。王。子。き。ち。は。
南方。宮。と。申。し。その。宮。き。ち。は。心。よ。を。仕。へ
ま。つ。ま。る。も。の。さ。も。を。南。方。の。人。と。り。多。る。何。よ。り。も。重。き。御
契。約。よ。違。ひ。く。上。皇。は。皇。子。成。立。太。子。の。御。事。も。ぬ。く。は。く。其
方。さ。は。の。武。士。を。む。阿。る。あ。も。あ。れ。な。る。原。仇。敵。の。ア。く
ま。は。く。も。て。好。し。け。れ。む。宮。も。御。憤。阿。り。武。士。ぞ。も。く。ひ。よ
よ。怒。を。益。し。て。さ。も。さ。ま。バ。宮。た。ち。成。り。立。奉。ら。む。と。企。つ
る。意。の。止。難。の。り。は。多。ほ。ど。武。家。よ。り。計。ら。ひ。奏。ら。ふ。依。る。應
永。十。九。年。八。月。廿。九。日。後。小。松。天。皇。皇。子。躬。仁。親。王。の。僅。よ。十
二。歳。ハ。あ。ら。ち。り。ふ。り。御。位。を。讓。ら。せ。ら。ふ。あ。終。称。光。天。皇。の
御。事。形。也。後。龜。山。天。皇。吉。野。よ。り。還。幸。坐。ま。す。御。和。合。御。讓
位。の。義。と。り。の。く。あ。る。明。徳。三。年。よ。り。十。年。よ。當

くくく。時其至るを待たぬ。ひく。院御記九月十八日
の條に。楠木左衛門地。名正五郎。被召捕上洛。此間南都忍居。室
町殿御下向。為伺申云。筒井。高名也。為天下珍重也。廿
四日の條に。先日被召捕楠木。今夕於六條河原。被刎首。侍所
赤松。所司代六七百人。取圍斬之。切其體。尋常。被斬。先
寄。硯紙。作頌。幸哉。依小人。虚詐。成大謀。高譽。珍重。之。不來。不
去。捕真空。万物。乾坤。皆一同。即是。甚深。無二法。秋霜三尺。斬西
風。乃。の。月。や。ま。野。の。原。此。草。の。う。身。の。よ。せ。あ。ら。で。き
ゆ。る。露。う。那。我。の。た。が。秋。の。世。も。さ。る。の。露。も。と。の。ま。ら
く。お。の。く。る。き。あ。ら。ど。夢。の。う。ち。に。官。あ。の。秋。お。た。て。ひ。み。つ。
く。ろ。の。西。に。あ。り。明。の。月。永。享。元。九。月。廿。三。日。楠。木。五。郎。左
衛。門。尉。光。正。常。泉。見。物。人。河。原。充。滿。自。南。都。御。使。立。急。可。斬。之。
由。被。仰。其。形。僧。也。頌。歌。等。天。下。美。談。也。楠。木。首。四。塚。被。懸。云。く。
と。記。さ。せ。ま。り。今。按。光。正。が。事。件。の。御。記。を。た。ま。り。書。き。て。い。書。と。
と。小。見。ゆ。き。は。世。に。あ。る。系。圖。め。見。え。る。正。儀。主。の。子。の
孫。な。ど。の。や。あ。り。け。む。さ。く。此。の。去。年。の。正。長。元。年。七。月。七。日。
孫。光。天。皇。崩。あ。ひ。同。月。廿。八。日。後。花園。天。皇。踐。祚。さ。る。は。は。は。
は。き。小。應。永。卅。二。年。將。軍。義。量。卿。薨。ち。ま。り。嗣。子。義。教。公。中。間。
三。年。を。經。て。是。年。の。九。月。十。五。日。將。軍。宜。下。り。同。月。廿。二。日。

春日恭請として首途し。あ。る。時。の。事。に。當。ま。り。時。お。さ。ぬ
を。う。か。ひ。の。官。方。の。黨。類。陰。軍。を。催。し。南。都。さ。り。に。待。備
け。て。義。教。公。を。討。む。と。さ。る。露。頭。た。る。な。り。は。然。る。光
正。が。頌。依。小。人。虚。詐。成。大。謀。高。譽。な。ど。の。事。は。多。く。其。黨
類。の。隱。謀。の。ゆ。え。に。あ。る。事。を。お。さ。る。さ。る。然。か。く。て。嘉
吉。三。年。小。倉。の。事。は。明。徳。三。年。よ。り。五。十。二。年。に。當。ま。り。
よ。り。十。六。年。楠。次。郎。某。記。録。に。記。す。名。を。記。す。正。儀。朝。臣。の。二。男。
は。二。郎。正。元。三。男。二。郎。左。衛。門。正。秀。其。子。は。二。郎。左。衛。門。正。盛。
大。饗。西。法。入。道。と。稱。す。由。り。あ。ら。の。中。に。あ。ら。は。つ。ま。ひ。
も。正。儀。主。は。子。大。和。の。越。智。某。等。は。下。免。吉。野。十。津。川。河。内。
孫。な。り。に。し。大。和。の。越。智。某。等。は。下。免。吉。野。十。津。川。河。内。
紀。伊。國。の。者。共。滅。の。事。ら。ひ。小。倉。宮。の。第。二。の。御。子。尊。義。王。
又。其。王。は。第。一。の。御。子。尊。秀。王。と。申。て。お。さ。る。代。取。立。
あ。ら。せ。尊。秀。王。を。南。方。宮。と。稱。し。御。父。尊。義。王。を。む。太。上。天。

皇と尊称して。按、尊義王ハ南山巡狩録の附録、椿葉記
方の還俗ノ事ニ御事ナリ。と云々終たるカゴトシ續神
皇正統記、南朝の皇胤万壽寺の僧トシ、護正院文書、
万壽寺僧金藏主トシ、天地根元歴代圖、南帝ハ一族金
藏主を既リ太上皇帝トナセシ由ニ在リ。此宮の御事ハ
源尊秀ト記シ、後崇光院御記、此時の事、南方謀叛大將
高秀也ト記シ、舊ハ南朝の皇統ニ復シ奉らむトぞ企テ、
義勝朝臣、今、年七月二十一日、十歳ニ卒リ、同廿三日、第
義政、其時ニ義成トシ、八歳ニテ嗣立シ、頃ノ事ナリ、
家小、七日野一位入道藤原有光卿、南方記傳、小、日野東、洞
同意シ、京ニ在リ、密示シ合シ、密ニ入リ。かくテ南
方宮方ハ軍兵三百人、密ニ京ヘ志シ、九月
廿三日の夜半、内裡ニ、西門ヨリ切リ入

家。一手ハ楠次郎將トナリテ清涼殿ニ打昇リ。一手ハ越智
某將トアリ、局町ヨリ打入リ、火をたけりて切リ廻る。
此トキ有光卿も相加リ、あひたり。密ニ禁中入リ、
形かりき終る。殿上ニ乱入シ、思ふは、いそぎあまむけ
る。さ家、ほ、其軍兵の中より。長刀を打振リテ主上ニ
近付奉る者あり。忽目眩ニ、倒レ、御前ニ立
上ハ御冠を脱、女房の姿ニ御おきつ、親長ハ
御徒々、唐門をの、出させ給ふ。親長ハ